



平成 30 年 9 月 18 日

各 位

株式会社省電舎ホールディングス  
代表取締役社長 西島 修  
(コード 1711 東証 2 部)  
問い合わせ先：管理本部長 田中 圭  
(03-6821-0004)

### 再発防止策のお知らせ

当社では、外部からの指摘により、過去の決算について不適切な会計処理が行われた可能性があることを把握し、平成 30 年 2 月 28 日付取締役会で、社内調査委員会の設置を決議し、平成 30 年 5 月 2 日付取締役会で外部の専門家のみで構成される第三者委員会の設置を決議いたしました。当該委員会の調査結果を平成 30 年 7 月 11 日に受領し、平成 30 年 8 月 10 日、平成 30 年 3 月期有価証券報告書及び、過去の有価証券報告書の訂正報告書を提出いたしました。

その後、平成 30 年 8 月 31 日、「特設注意市場銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」でお知らせいたしましたように、当社ではこれらの措置を真摯に受け止め、再発防止策を鋭意検討しておりますが、本日開催の取締役会で、現在実施済みのものを含め、現状までの検討状況として、以下の再発防止策について決議を致しました。

なお、下記施策につきましては、さらに具体化を進め、進捗状況を公表するとともに、内部管理体制全体について再検証を行ったうえで必要な改善計画を公表する予定です。

株主及び関係者の皆様には大変ご心配、ご迷惑をおかけいたしますが、今後とも信頼の回復に向け、努力し邁進して参りますので、よろしくお願いいたします。

### 記

#### (1) コンプライアンス意識の改革・知識の向上について

過年度において、役職員のコンプライアンス意識が欠如していたという問題意識の下、役職員の意識改革を行うため、下記の施策を実施いたします。

##### ① コンプライアンスに関する代表者からの宣言

当社では、第三者委員会報告書受領後、全社員向けの朝礼及び、全社員向けのメールにて、コンプライアンスに対する意識向上、上場企業社員としての自覚形成を促しております。また、10 月初旬には、第 34 期下半期のスタートにおいて、全社員に対し、代表者より再度、省電舎グル



ープの再スタートとして、コンプライアンス意識の向上並びに今後の研修等の重要性を伝える予定にしております。

## ② コンプライアンス・関連法令・上場規則等に関する社員研修の実施

省電舎ホールディングス経営会議にて日程を決定し、ホールディングス及び子会社の全社員を対象に、管理本部、経営企画室、内部監査室が主催するコンプライアンス研修を企画いたします。本年10月より、当社社内規定、就業規則、並びにインサイダー取引規制など上場企業役職員として必要なコンプライアンスに関する知識習得を目的といたします。

## ③ 外部講師による経理セクション並びに営業セクションの会計知識の向上

今回、当社で起きた不適切な会計処理の主因の一つは、営業担当役職員における経理及び契約に関する法的知識の低さにあります。

営業担当者が最低限の経理知識、契約知識とそれに関連するコンプライアンスの素養を身につけることは、再発防止の必須項目であると考えております。

経営会議にて日程を決定し、主に営業担当者を対象とする経理の基礎知識、契約の基礎知識について、外部講師を交え、研修を実施いたします。

## (2) 内部管理体制の充実について

### ① 牽制機能の強化

#### (i) 平成30年3月期以降すでに実施した改善策

中間管理層においては、役職兼務、決裁権限の集中を防ぐため、稟議申請システムの見直しを、継続的に行います。

当社の稟議システムは、今回の不適切な会計処理が行われた最終年度である平成29年3月期以降に改善、運用を始めたものであり、決裁基準等を定めた社内規定も、同じく平成29年3月期決算以降に改訂されたものです。

改定後の稟議システムでは、子会社からの外部への支払いについて、一定の金額以上のものについてはすべて省電舎ホールディングスにおいて決裁をするようになり、不透明な支払いが生じないようにしております。

また、稟議が必要な金額を引き下げ、かつ、代表者決裁・親会社管理本部決裁が必要な事項を一定の重要性を伴った契約書面の締結等まで、拡大したことで、取引関連当事者のみで稟議を完結していた状態を解消いたしました。

これらの改定の結果、より幅広い案件について稟議決済が必要となり、決裁者の重複は解消され、異なる部署の複数決裁者によるチェックが行われております。この改定によって親会社及び

子会社の外部取引に対する牽制機能は、大幅に改善されており、本稟議システムの改定以降、不適切な会計処理は発生していません。

(ii) 現在取組中及び今後の改善策

上記の改定によって行われた、稟議基準額の引下げや決済権限集中の排除による、各決裁者の決済事項の増加及び、複数人によるチェックによる1案件当たりの決裁者数の増加は、意思決定の速度を遅らせる傾向が生じております。そこで、決裁者が的確な判断を行い、牽制が機能するよう、決裁稟議において、稟議が必要な契約書の要点を箇条書きにするなど、慎重に運用と改善の検討を進めます。また、経営会議、子会社の営業会議、営業改革会議において、稟議決裁判断のための情報交換を行い、決裁者のスキルアップを進めていきます。

また、本年4月以降は新規事業として施設建設関連の事業を行う「商業施設部」を新設し、8名の社員・契約社員が、入社しております。そこで、これら新たな人員に対しても、当社稟議システムの運用を徹底しております。

② コミュニケーションの強化

当該システムの運用及びその改善について、周知徹底し、効果的に行うため、朝礼や部署ごとの説明会など、積極的に役員、管理セクション、営業セクション間のコミュニケーションを図る場を設けて参ります。

これら内部管理に関するシステム運用に伴う経営リスクについて、親会社である省電舎ホールディングスで確実に共有・把握するため、月一度の経営会議（原則として、親会社社長及び子会社社長、管理本部長、経営企画室、内部監査室長をメンバーとする）で運用状況、リスク情報を交換し、解決策を検討します。省電舎（子会社）においては、営業会議、営業改革会議において社員とコミュニケーションを取り、的確なレポートラインを決定し、その内容を経営会議において報告をすることで、より経営会議の有効性を上げようと考えます。

また、経営会議においては、資本市場での当社株式の状況、適時開示事項について検討、把握を致します。適時開示事項のうち、決議事項については、当該経営会議において、次回取締役会決議事項について事前に検討し、発生事項については、その可能性がある事象についてできる限り事前に把握して参ります。

③ 中間管理層の充実

中間管理層の意識改革の為、(1) のコンプライアンス意識向上の施策を行い、また、役職兼務によって不十分であった管理機能を充実させるため、(2) ①、②による牽制機能の強化及び、コミュニケーションの強化を行って参りますが、各部の管理職について、今後、コンプライアンス・社員教育を意識した人事評価の仕組みを導入し、より中間管理層の機能強化を図って参ります。

#### ④ 経理セクションの強化

経理セクションは、社内規定及び稟議システム、内部統制システムから逸脱した処理を防ぐための最終的な防御壁となります。そこで、当該セクションは、より専門性が高く、牽制機能を持つ部署へと変わる必要があり、新規社員の採用と同時に、外部の契約社員との業務委託契約を締結する予定であります。

また、会計監査人との連携を強化し、四半期決算についてその締め日以前から会計監査人において、各案件についての会計処理について把握、検証できる体制といたします。

エールケンフォーにおいては、同社経理セクションと省電舎ホールディングス管理本部が都度、経理処理について情報交換を行うようにし、取締役会には親会社管理本部並びに内部監査室が出席し、毎月の経理処理についてチェックいたします。また、省電舎においては、経理機能を省電舎ホールディングスで保持するようにし、その処理については管理本部及び外部契約社員の直接管理の下で牽制が効くようにいたします。

エールケンフォー、省電舎いずれも、少額の案件以外は、外部への支払いについて事前に省電舎ホールディングス管理本部・取締役による稟議決裁が必要となっております。また、これらの稟議決裁、及び、省電舎ホールディングスの経理処理については、内部監査室が経営会議時に把握し、検証が必要とされるケースがあれば、監査等委員会、会計監査人、取締役会に諮ることといたします。

#### ⑤ 内部監査体制の充実

今後、内部監査の機能を充実させることは、当社のガバナンス構築の要諦であると考えております。

そこで当社では、代表取締役の直属部署として、内部監査室の機能を強化いたします。内部監査室長候補を新たに選任し、8月9日（省電舎ホールディングス）・10日（省電舎）に内部監査予備打合せを実施し、8月21日の監査等委員会に内部監査計画を提出すると同時に、取締役会決議にて、正式に内部監査室長の指名決議をしております。今後、今期内に内部監査を部署ごとに進め、有効性あるガバナンスを構築して参ります。また、今後の有効な監査体制を構築するためには、取締役会、経営会議、内部監査室、監査等委員会、会計監査人の連携が必須です。当社では、今後、「内部監査室＋専門家による内部監査の計画と実行」「監査等委員会による内部監査のチェックと提言」「取締役会への報告と改善策の決定」「経営会議による改善の実施継続」といったPDCAを構築いたします。

#### ⑥ 監査等委員会の設置による取締役会への牽制

当社では、取締役及び取締役会が有効に機能し、これを適切に牽制する機能を有する為、社外取締役を活用したガバナンスの構築を今期の大きな目標としております。

そこで、定時株主総会におきまして定款を変更し、監査等委員会設置会社となり、外部の専門家（法律・会計・経営）を監査等委員に指名しております。

このことにより、現在当社では、取締役7名のうち、3名が社外取締役となっており、取締役会における牽制を図っております。

現在、監査等委員会は取締役会に先立って開催され、事前に配布される監査等委員会資料、取締役会資料について、意見を交換し、取締役会において監査等委員会として牽制が行われるよう、運営を進めております。

また、経営会議において、各取締役（監査等委員以外の取締役、以下同様）の業務に関する詳細の状況が報告されるようにし、各取締役は、他取締役の担当業務について、率直な意見を述べるようにいたします。内部監査室長・経営企画室長は、当該経営会議での議論を監査等委員会へ報告し、必要な案件が生じた場合は、それを取締役会場で審議することといたします。

#### ⑦ 内部通報制度の確立と普及

内部通報制度について、構築し、社員への告知を進めます。通報窓口は、省電舎ホールディングス管理本部、及び、弁護士事務所の2つとしておりますが、当該制度の告知については、社内グループウェアにおける告知と同時に、社員向け研修において、積極的に告知いたします。

#### ⑧ 取引先対応の改善

当社では、過去において、取引先との間で不適切な関係が生じた経緯があり、今後は、一定規模の案件については営業記録の管理と指導、担当者を複数名にするなど、営業管理体制の強化が必要と考えております。

受注管理による営業案件の共有化（ホールディングスと子会社）・記録・複数担当制のチェック体制について、経営会議（親会社）、営業会議、及び営業改革会議（子会社）において徹底をしております。

#### ⑨ 契約書・社内規定等についての検討

契約書、社内規定について、よりコンプライアンスを重視し、契約書及び社内規定の改定について、検討して参ります。

契約書につきましては、管理本部、各子会社の検討により、事業別に、より実情に沿った、リスクを考慮した基本契約ドラフトを検討いたします。また社内規定は、稟議システム導入時に、一部改定を行っておりますが、一部には運用が機能していない会議体などを規定しているケースや、禁止行為等が抽象的な表現になっている規定があり、上記再発防止策に関連し、より具体的な記述を入れ、必要な改定を行って参ります。

#### ⑩ 工事進行基準の適用中止と内部統制の充実

当社では、第三者委員会調査報告書での指摘のように、工事進行基準を適切に運用できる体制が整備できていないことが明らかになっております。そこで、現状では工事進行基準の適用を中止し、以下の内部統制の見直しを実施して参ります。

- (i) 全社統制の見直し、運用強化による、工事プロジェクト予算策定管理の体制構築
- (ii) 業務プロセス見直し、運用強化による、プロジェクトとプロジェクト原価見積の修正を行う仕組みの強化

当社では、業務フロー及び業務指示書を作成しており、その運用を行っておりますが工事プロジェクト予算策定、工事プロジェクト予算実績管理にフォーカスした運用の強化を検討いたします。

しかしながら、当該施策は、工事進行基準の再適用を目指すものではなく、工事プロジェクト予算管理と原価管理の有効性を高めるためのものと考えます。以上の施策を実施しながら、当社としては、工事進行基準の適用は行いません。将来的に、投資家に対する業績開示において工事進行基準を適用する事が、適切であると判断した場合に、上記のプロジェクト予算管理とプロジェクト原価管理の内部統制が適切に整備運用され、有効機能している事を前提として、再度検討を致します。

#### ⑪ 子会社管理体制の整備

子会社管理の体制は、上記施策において(2)②(経営会議による子会社リスク把握)④(経理セクションの強化)⑤(内部監査体制の充実)⑧(営業管理の体制構築)を通じて実施して参ります。

月1度の経営会議・営業改革会議・営業会議では、子会社が行う受注管理をチェックし、一定規模以上の案件に関する情報を共有化し、進捗報告を受けて参ります。またこの際、営業記録・担当者を複数明記するよう業務フローを運用して参ります。

子会社である省電舎においては、営業会議、営業改革会議において継続的に営業管理について改善を行い、エールケンフォーにおいては、同社取締役会にて管理体制をチェックすると同時に、当初は内部監査室による指導を行います。

これらの子会社における案件情報を、省電舎ホールディングスにおける経営会議において集約し、問題点の把握と改善策を検討いたします。これらは、経営会議、内部監査室、取締役会の機能充実により有効性を伴うものとなりますので、各会議・組織における運営及び改善の実行を行って参ります。

#### (3) 責任の明確化について

当社では、今回の事態及び影響を厳粛に受け止め、上場企業として重大な責任があることを深く反省しております。今後については、平成26年3月期から平成28年3月期までのホールディングスの取締役及び監査役に対して関与の度合いに基づき、責任追及を行う予定です。

尚、内容が決まり次第、お知らせ致します。

以 上